

富山市保育施設の 再編及び民営化に関する 基本方針（案） 【概要版】



TOYAMA CITY



第1章 方針策定の背景及び目的

TOYAMA CITY

1.(1) 方針策定の背景

- ・ 人口減少に伴う児童数の減少

- 定員割れ、少人数保育の増加
厳しい経営環境

- ・ 一斉に更新時期を迎える市立保育施設

- 限られた財源の中で少子化を見据えた施設のあり方

- ・ 多様な保育ニーズへの対応と選択肢の確保

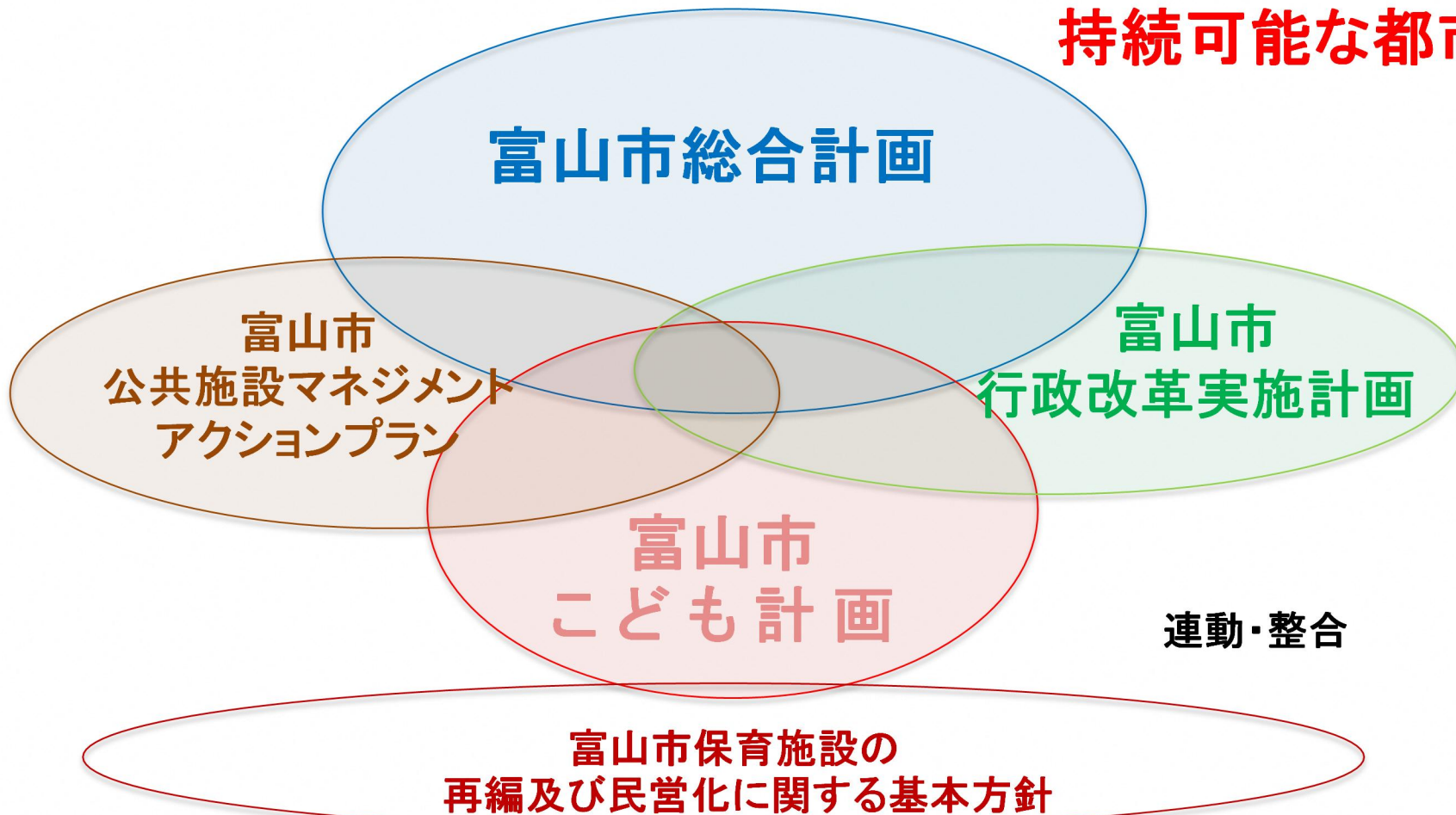
- 今後の民営化の進め方

将来にわたり「持続可能で質の高い保育と確保」と
市全体の保育施設のあり方の検討が必要



1.(2) 方針の位置付け

「子どもの最善の利益」を考慮した
持続可能な都市経営

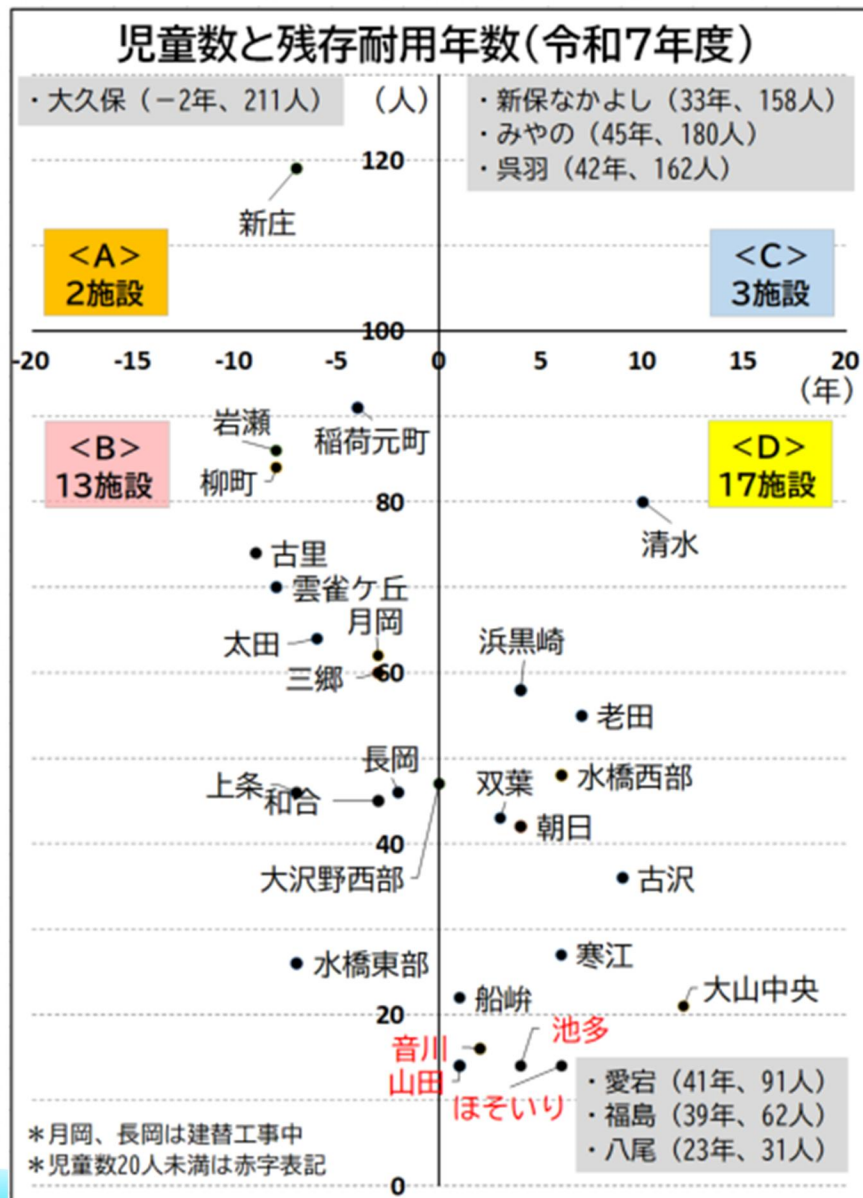




第2章 市立保育施設を取り巻く現状と課題

TOYAMA CITY

2.1 老朽化する市立保育施設の現状



(1) 市立保育施設の児童数と残存耐用年数

昭和50年代(第2次ベビーブーム後)に一斉に整備された保育施設が耐用年数を迎えている。

加えて、小規模な保育施設が多くなっている。



2.1 老朽化する市立保育施設の現状

(2) 施設面の課題

保育ニーズの多様化や社会状況の変化に伴い、昭和50年代に整備された施設では、対応に困難が生じている。

- ・乳児保育に関するスペース

建設当時は、3～5歳児の保育をベースに建設していたことから、乳児保育のスペースを現施設に追加対応

- ・男女が共に働くことができる職場環境

男性職員（保育士・調理師）の増加により、更衣室やトイレなどの改修が必要

限られた予算の範囲内で、
対応可能な保育・職場環境を整備



2.2 児童数の減少に伴う「集団保育の困難化」

(1) これまでの児童数の推移

	昭和50年	令和2年	増減
年少人口 (14歳以下)	87, 586人	48, 478人	△39, 108人 (△44.7%)

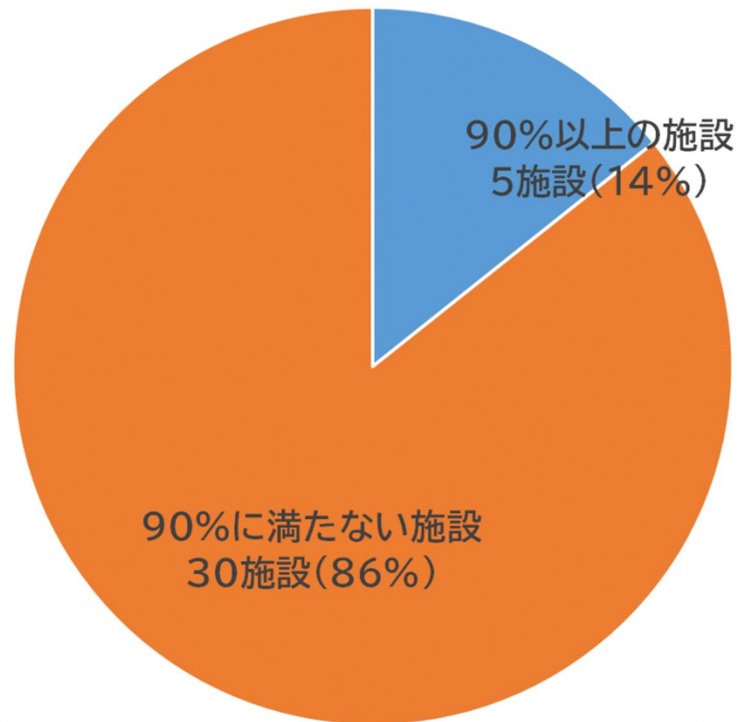
出典：国勢調査

この50年で児童数は、
約半数近くにまで減少



2.2 児童数の減少に伴う「集団保育の困難化」

(2) 市立保育施設の定員充足状況



令和8年4月時点

保育施設の再編や定員の適正化を進めてきているが、児童数の減少が大きく定員充足率が低下している。



2.2 児童数の減少に伴う「集団保育の困難化」

(3) 保育施設利用児童数の見込み(令和8～令和11年度)

令和7年度末の保育施設利用児童数(市全体)は、令和6年度に策定した「富山市こども計画」における推計値よりも低くなった。

計画値 12,961人 → 実績 12,911人(△50人)

→ 利用児童数の見込みを再試算(保育施設ごとの直近5年の増減率により積算)

→ 令和11年度まではほぼ計画に近い数値となったが、
減少傾向は変わらない。

現状の施設を維持した場合、
少人数となる保育施設が増加



2.2 児童数の減少に伴う「集団保育の困難化」

市立保育所の利用児童数の見込み（～令和11年度） 1 / 3

（人）

NO	施設名	構造	建築年	エリア	令和7年度 （実績）	令和8年度 （見込）	令和9年度 （見込）	令和10年度 （見込）	令和11年度 （見込）
1	清水	RC	S63	中央	80	74	68	63	58
2	愛宕	RC	R2	中央	91	88	85	82	79
3	雲雀ヶ丘	RC	S45	中央	70	65	61	57	53
4	柳町	RC	S45	中央	84	81	78	75	72
5	稲荷元町	RC	S49	中央	91	88	85	82	79
6	岩瀬	RC	S45	北部	86	84	82	80	78
7	浜黒崎	W	H19	北部	58	55	52	49	46
8	双葉	RC	S56	和合	43	43	43	43	43
9	和合	RC	S50	和合	45	50	56	62	66
10	老田	RC	S60	呉羽	55	48	42	37	32
11	長岡	RC	S51	呉羽	46	42	38	34	31
12	呉羽	RC	R3	呉羽	162	157	152	147	142

- ・令和3年度～令和7年度の実績を用いて、令和8年度～令和11年度の利用児童数を推計したもの。
- ・各年度の児童数は年度末時点。
- ・ ・・・児童数が20人未満となる施設・年度



2.2 児童数の減少に伴う「集団保育の困難化」

市立保育所の利用児童数の見込み（～令和11年度） 2 / 3

（人）

NO	施設名	構造	建築年	エリア	令和7年度 （実績）	令和8年度 （見込）	令和9年度 （見込）	令和10年度 （見込）	令和11年度 （見込）
13	寒江	RC	S59	呉羽	27	24	22	20	18
14	古沢	RC	S63	呉羽	36	32	29	26	23
15	池多	RC	S57	呉羽	14	12	10	8	7
16	月岡	RC	S50	南部	62	54	47	41	36
17	新保なかよし	RC	H24	南部	158	158	158	158	158
18	新庄	RC	S47	東部	119	113	107	101	95
19	太田	W	H10	東部	64	60	56	52	48
20	三郷	W	H12	水橋	60	57	54	51	48
21	上条	W	H8	水橋	46	44	42	40	38
22	水橋西部	RC	S59	水橋	48	45	42	39	36
23	水橋東部	W	H8	水橋	26	24	22	20	18

- ・令和3年度～令和7年度の実績を用いて、令和8年度～令和11年の利用児童数を推計したもの。
- ・各年度の児童数は年度末時点。
- ・ ・・・児童数が20人未満となる施設・年度



2.2 児童数の減少に伴う「集団保育の困難化」

市立保育所の利用児童数の見込み(～令和11年度) 3/3

(人)

NO	施設名	構造	建築年	エリア	令和7年度 (実績)	令和8年度 (見込)	令和9年度 (見込)	令和10年度 (見込)	令和11年度 (見込)
24	大沢野西部	RC	S53	大沢野・細入	47	39	32	26	21
25	船峠	RC	S55	大沢野・細入	22	16	12	9	6
26	大久保	W	H14	大沢野・細入	211	204	197	191	185
27	ほそいり	W	H22	大沢野・細入	14	10	7	5	3
28	大山中央	RC	H3	大山	21	19	17	15	13
29	八尾	RC	H14	八尾・山田	31	28	25	23	21
30	福島	RC	H29	八尾・山田	62	57	53	49	45
31	山田	RC	S54	八尾・山田	14	11	8	6	4
32	朝日	RC	S58	婦中	42	37	33	29	26
33	古里	W	H6	婦中	74	70	66	62	58
34	音川	W	H17	婦中	16	13	10	8	6
35	みやの	RC	R5	婦中	180	171	162	153	145
合 計					2,305	2,173	2,053	1,943	1,837

- ・令和3年度～令和7年度の実績を用いて、令和8年度～令和11年の利用児童数を推計したもの。
- ・各年度の児童数は年度末時点。
- ・ ・・・児童数が20人未満となる施設・年度



2.2 児童数の減少に伴う「集団保育の困難化」

(4) 少人数保育の課題

利用児童数が減少することで少人数による保育となる。

少人数保育は、きめ細やかな対応が可能である反面、課題も考えられる。

① 発達・教育環境における課題

- ・発達段階に応じた協同体験の不足
- ・集団活動(行事)の制限
 - 国の定める「保育所保育指針」において、3歳以上児は小学校就学に向け集団活動の充実が求められている。
- ・進学時の心理的ストレス

② 運営面における課題

- ・保護者の費用負担の増加
- ・配置基準による職員での各種保育サービス提供の維持

「子どもの最善の利益」を確保するため、
市立保育所として適切な保育環境を提供
していかなければならない。



2.2 児童数の減少に伴う「集団保育の困難化」

「保育所保育指針」抜粋（平成29年3月31日 厚生労働省告示第117号）

3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(1) 基本的事項

ア この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。

(ウ) 内容の取扱い

② 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育てていくようにすること。その際、集団の生活の中で、子どもが自己を発揮し、保育士等や他の子どもに認められる体験をし、自分のよさや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにすること。

(3) 保育の実施に関わる配慮事項

ア 第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には適宜考慮すること。



2.3 限られた保育人材の適正な配置

(1) 保育士の有効求人倍率と市職員採用応募状況

① 保育士の有効求人倍率(R8.4時点)

富山県	全国
2.66倍	2.54倍

② 市職員採用試験の応募状況(保育士)

令和元年度	令和8年度
58人	27人



2.3 限られた保育人材の適正な配置

(2) 国の配置基準見直しへ対応するための課題

安心安全な保育サービスを提供するため、限られた人材を国の基準を満たすことを前提に各施設へ配置

保育施設の利用児童数が減少する中で、保育士を確保し、今後もすべての保育施設を同様に維持していくことは、難しいと考えられる。





第3章 保育施設の再編及び 民営化に関する基本方針

TOYAMA CITY

3.1 市立保育施設が担う役割と機能

私立の保育施設は、充実した特別保育などに対応しているが、すべての保育所を民間に任せるのではなく、富山市における適正な保育環境を確保する面からも市立保育施設を運営していく必要がある。

(1) 市全体の「保育の質の向上」に必要な市立保育施設

- ・市職員としての保育レベルの確保とさらなる向上
- ・市職員（保育士）による巡回指導、研修会の開催

(2) 地域福祉の観点重視した保育サービスの提供

- ・私立では経営が成り立たない地域における保育環境の提供
- ・私立では経営面から対応が難しい、配慮が必要な児童への保育サービスの提供



3.2 市立保育施設の適正配置に向けた方向性

(1) 再編(集約化)を検討する保育規模と流れ

① 再編対象とする保育規模

20人未満

児童福祉法に規定される
『保育所としての最低定員数「20人」』
を下回る場合に「再編を検討」する。

* 児童福祉法第39条

保育所の定義 利用定員20人以上

* 保育所の設置認可等(H12.3.30厚生労働省児童家庭局長通知)

保育所設置認可における定員 20人以上



3.2 市立保育施設の適正配置に向けた方向性

(1) 再編(集約化)を検討する保育規模と流れ

② 再編の流れ

- I 年度当初の入所人数が3年連続して20人未満となった時点で再編の対象施設とする。

ただし、「再編の決定」にあたっては地域の保育施設の状況や保護者等の意見を勘案し、慎重に判断する。

- II 再編が決定した場合は、その翌年度からの新規募集を停止を検討する。
- III 入所児童数が5人以下となった場合は、当該年度末をもって休所を検討する。



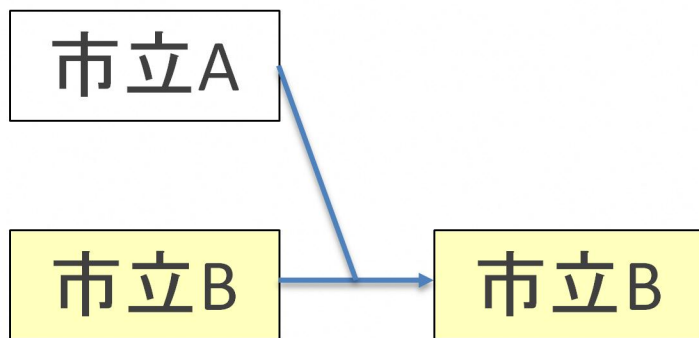
3.2 市立保育施設の適正配置に向けた方向性

(2)再編手法

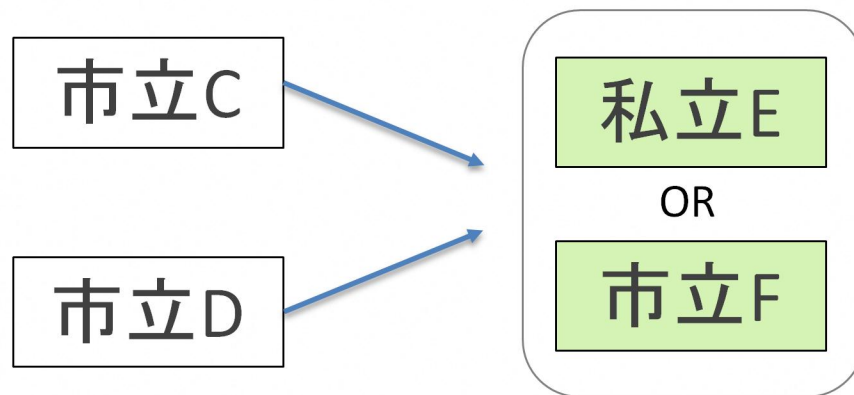
児童数や地域の状況を勘案し、適切な再編手法を選択

①市立×市立

既存施設へ再編

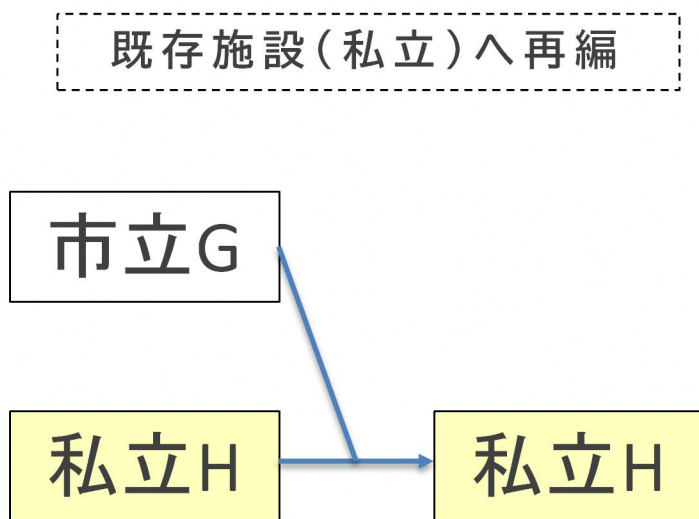


新施設へ再編

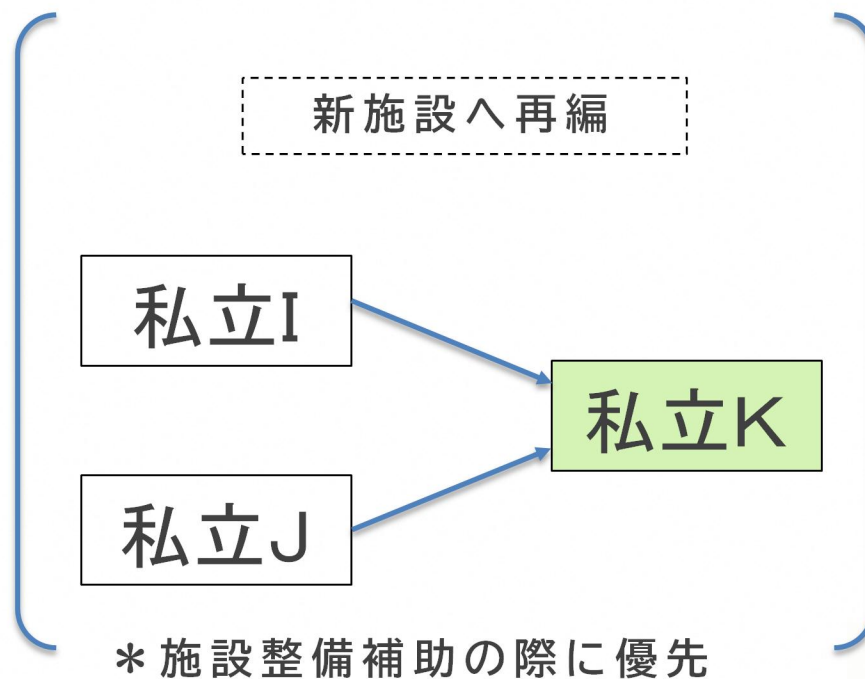


3.2 市立保育施設の適正配置に向けた方向性

②市立×私立



私立×私立



3.3 市立保育施設の民営化のさらなる推進

(1)これまでの民営化の状況と成果

民営化の状況

平成17年度以降、これまで27か所の保育施設を民営化

現在、市立保育施設は35か所

私立保育施設は85か所（小規模等含む）

市立保育施設の割合の状況

平成17年度	令和8年度
75.8%	29.1%

参考：中核市平均：17.1%（令和6年度）



3.3 市立保育施設の民営化のさらなる推進

(1)これまでの民営化の状況と成果

民営化の成果

①多様な保育ニーズへの対応

②特色ある教育・保育カリキュラムの導入

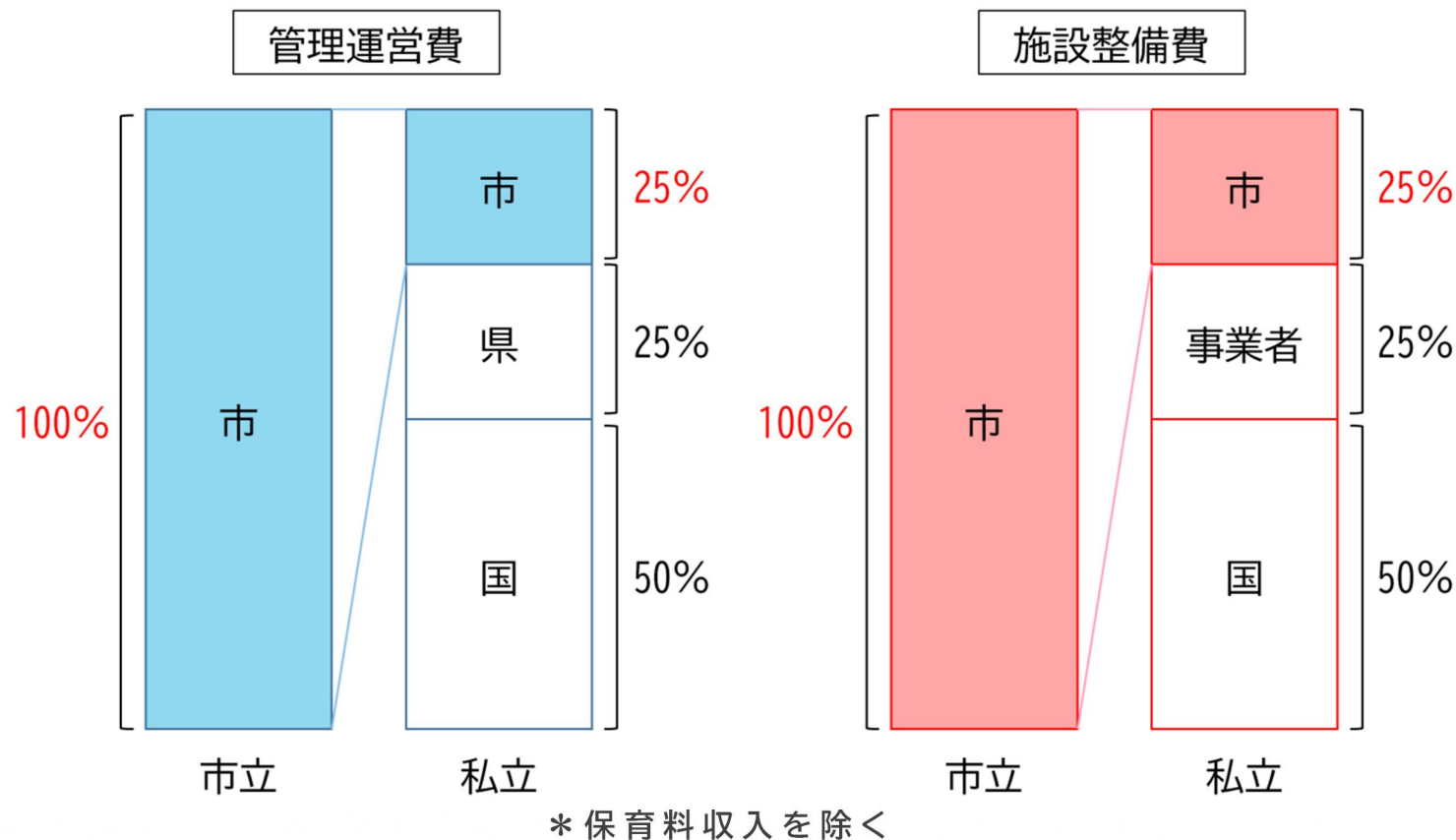
- ・市立保育施設では対応が難しい保育ニーズに柔軟に対応
- ・保育内容を考慮した利用施設の選択肢の拡大

③行財政運営の効率化と持続可能性の確保



3.3 市立保育施設の民営化のさらなる推進

(2) 公私の保育施設における市の財政負担の違い



私立の場合、整備・運営ともに国県の補助があるため
市の財政負担は小さい。



3.3 市立保育施設の民営化のさらなる推進

(3) 今後の民営化の方針

市立としての役割を果たす保育施設を除き、民営化を推進する。

民営化にあたっては、これまでどおり市有地を無償貸付することにより安定的な保育サービスの提供に寄与する。

①市立保育施設の無償譲渡による民営化(従来手法)

②建替えの場合に施設整備から民間法人が行う(新たな手法)

引受法人の裁量が大きくなることで、運営方針に沿った施設を自由に整備することが可能

③市立保育施設の再編における受け皿としての民営化

児童数の減少による保育の量の調整は市立保育施設で対応し、近隣の私立保育所へ再編することで健全経営に必要な児童数を確保し、地域全体の保育提供体制を維持



3.3 市立保育施設の民営化のさらなる推進

④現状に即した「民営化対象保育所等選定基準」の見直し

富山市では平成17年度から27箇所の市立保育所を民営化
当時は、**保育需要の増加（待機児童解消）**を前提に策定

**施設老朽化に加え、少子化の進行に伴い利用児童数が減少する
社会情勢**にあって基準の妥当性（見直し）を検討

**R8.8.18に市の附属機関（富山市民営化対象保
育所等及び引き受け法人選考委員会）に諮問予定**

